

大磯中学校PTA規約

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は大磯中学校PTAという。

第 2 章 事 務 所

第 2 条 本会の事務所を大磯中学校内におく。

第 3 章 目 的

第 3 条 本会は次の諸項を目的とする。

- (1) 生徒の福祉増進に努める。
- (2) 家庭・学校・地域社会の連携を一層緊密にし、生徒の心身の健全な発達に努める。
- (3) 学校の教育環境の整備に努める。
- (4) 会員の教養を高めるため今日的課題を積極的に取り入れ、親睦を図るため成人教育の推進に努める。
- (5) 公立学校に対する公費確保に努める。
- (6) 社会教育の振興に努める。
- (7) 国際親善に努める。

第 4 章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。

第 5 条 本会はその名において営利的宗教的政党的その他本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係をも持ってはならない。

第 6 条 本会は青少年の福祉増進のため活動する他の社会教育関係諸団体及び機関と協力する。

第 7 条 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配統制干渉をも受けてはならない。

第 8 条 本会は教育問題について討議し、教育活動を支援する。ただし、直接学校の管理や人事に干渉するものではない。

第 9 条 本会は国及び公共団体の適正な教育予算の充実を期するため努力する。

第 5 章 会 員

第 10 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) PTA入会届を提出した大磯中学校に在籍する生徒の保護者及び第 37 条の適用を受けるもの（以下「保護者」という）。
- (2) PTA入会届を提出した大磯中学校に勤務する教職員（以下「教職員」という）。
- (3) 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 6 章 本 部 役 員

第 11 条 本会の本部役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名（保護者）
- (2) 副会長 3～4 名（保護者 2～3 名、教頭 1 名）
- (3) 書記 2～3 名（保護者 1～2 名、教職員 1 名）
- (4) 会計 2～3 名（保護者 1～2 名、教職員 1 名）

2 本部役員の任期は 1 年とする。ただし同一役職の再選は連続 1 回に限り妨げない。

3 会長に欠員が生じた場合は副会長（教頭は除く）が昇格し、他の本部役員の場合は運営委員会に委ねる。

4 欠員による補充者の任期は前任者の残任期間とする。

5 本部役員の兼任は認めない。

第 7 章 本 部 役 員 の 任 務

第 1 2 条 本部役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括総理し総会、運営委員会を招集する。本部役員選考会の会長を兼務する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその代理をする。
- (3) 書記は総会並びに運営委員会の議事を正確に記録し、各会合の通知のほか庶務的事務を担当する。
- (4) 会計は本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、年度末総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- (5) 本部役員は本部役員選考会メンバーを兼務する。

第 8 章 本 部 役 員 の 選 出

第 1 3 条 本部役員の選出は、次の各項の人員からなる本部役員選考会を組織し行われる。

- (1) 本部役員と本部役員選考会サポートグループメンバーで組織する。
 - (2) 教職員の中から互選により 2 名選出する。
 - (3) 本部役員選考会メンバーの名は運営委員会で発表しその承認を求める。
 - (4) 本部役員候補者を全会員から募集し、選出する。
 - (5) 本部役員候補者の指名にあたっては、被指名者の同意を得なければならない。
 - (6) 本部役員選考会は本部役員選挙の前に全会員に候補者氏名を発表しなければならない。
- 2 本部役員候補者の追加は選挙を行う総会の際席上からすることができる。
- 3 本部役員は候補者が定数の場合、総会において承認を必要とし、定数を超えた場合は選挙による。

第 9 章 運 営 委 員 会 の 構 成 及 び 任 務

第 1 4 条 運営委員会は本会の本部役員、各活動グループの代表及び校長によって構成される。

- 2 本部役員、各活動グループの代表及び校長以外の会員が運営委員会に議事を提案し出席する場合、事前に本部及び校長の了承を得ることとする。

第 1 5 条 運営委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 各活動グループによって立案された事業計画及び予算等の審議検討を行い総会に提案してその承認を求める。
- (2) 決算書及び諸報告書を作成し総会に提案する。
- (3) 必要ある場合特別委員会を設けることができる。
- (4) 総会において承認された事業計画を遂行する。
- (5) 第 2 9 条に規定された以外の事項について決議することができる。
- (6) 議決権は活動グループで 1 つ有するものとする。

第 1 0 章 活 動 グ ル ー プ の 設 置、構 成 及 び 登 録

第 1 6 条 活動グループの設置及び活動内容は、次のように決定する。

- (1) 本部及び学校で活動グループの活動内容が PTA 規約 第 3 章及び第 4 章に適するか確認する。
- (2) (1) で適するものを運営委員会にて承認する。

第 1 7 条 活動グループは 3 名以上の登録で成立し、グループ内に連絡係、書記係、会計係をおく。

第 1 8 条 活動グループの任期は 1 年とする。

第 1 9 条 活動グループの登録は複数可能とし、毎年行われる。

第 1 1 章 会 計 監 査 委 員

第 2 0 条 会計監査委員は会員の中より選出された 2 名の委員で構成する。

- 2 会計監査委員の選出は運営委員会にゆだねる。

- 3 会計監査委員は他のいかなる本部役員、活動グループのメンバーも兼ねることはできない。
- 4 会計監査委員は会計を監査し、年度末総会に報告する。

第12章 活動グループの任務

- 第21条 各活動グループの任務は次のとおりである。
- (1) 第3条の目的達成のために会員全体に関する企画を立て活動する。
- 第22条 広報活動グループは会員及び必要に応じ地域の関係諸機関諸団体に対し情報の伝達、意見交換に務める。
- 第23条 本部役員選考会サポートグループは本部役員選考会の活動をサポートする。
- 第24条 各活動グループは、活動グループにおける決議事項及び重要な議事については運営委員会にはかる。

第13章 学年会・学級会の構成

- 第25条 学年会はその学年の会員をもって構成する。
- 第26条 学級会はその学級の会員をもって構成する。
- 第27条 学年、学級に関わる連絡調整、行事への協力、諸問題の話し合い等、学年会、学級会の企画・運営は教員が担う。

第14章 集 会

- 第28条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関であり、定時総会と臨時総会がある。
- (1) 定時総会
年度始め・年度末に開催する。事業計画・予算、事業報告・決算、本部役員選出、運営委員会及び公募による議案の審議を行う。
 - (2) 臨時総会
会長もしくは運営委員会が必要と認めた場合又は、会員の5分の1以上の要求があった場合、会長がこれを招集する。
 - (3) 運営委員会で審議検討して承認された場合は、総会は書面で行うことができる。
- 第29条 総会の定足数は会員の5分の1とする（委任状出席を含める）。
- 第30条 運営委員会、各活動グループ、特別委員会の会議は必要に応じて開かれる。
- 第31条 決議は多数決により、可否同数のときは議長の決による。

第15章 会 計

- 第32条 本会の経費は会費、事業収入又は寄付金をもって充てる。
- 2 会費の額変更、資金獲得又は寄付を求める場合は総会で承認を得なければならない。
- 第33条 会費は年額4,800円とする。
- 2 途中入退会における会費の入金、返金は月単位で管理し、そのときの会費の計算は月額400円とする。入会月より残りの年度内分を徴収、退会月より残りの年度内分を返金する。
- 第34条 本会の資産は第3章の目的達成のため以外に使用してはならない。
- 第35条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 4月1日より新年度予算成立時までの期間における支出は、暫定予算をもって新年度予算成立後これに吸収される。

第16章 新旧本部役員及び委員の交代

- 第36条 本部役員及び委員の新旧交代は新年度最短期間内に完了するものとする。
- 2 旧本部役員、委員が任務継続中にその子が大磯中学校を卒業した場合は、就任期間中第10条第1項の会員の資格を有するものとする。

第17章 その他

第37条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は会員の推薦により会員の過半数の承認を経て会長が委嘱する。

第38条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成投票により改正することができる。但し改正案は事前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

第39条 本会の細則制定及びその変更は本規約に抵触しない限り運営委員会で行うことができる。

第40条 篤志寄付の寄託を受けた場合寄託者の意志を尊重する。

第41条 本規約は、昭和23年6月1日から施行する。

附 則

昭和58年	3月	9日	一部改正
昭和61年	3月	6日	一部改正
昭和63年	3月	4日	一部改正
昭和63年	12月	20日	一部改正
平成2年	7月	12日	一部改正
平成12年	11月	24日	一部改正
平成13年	11月	28日	一部改正
平成15年	2月	26日	一部改正
平成21年	3月	3日	一部改正
平成26年	3月	3日	一部改正
平成29年	3月	1日	一部改正
平成29年	5月	20日	一部改正
平成30年	3月	1日	一部改正
平成31年	3月	4日	一部改正
令和2年	2月	18日	一部改正
令和3年	2月	18日	一部改正

(以下余白)